

## モニタリングの実施とサービス購入料の減額等

## 1 モニタリングの実施

県水道局は本件事業の各段階における業務実施状況を監視し、事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ、業務要求水準書に従い実施しているかの確認を行う。

## (1) モニタリングの方法

## a 浄水場との連絡調整と提出書類

事業者は、原則として毎朝浄水場と連絡調整を行い、排水処理業務を行うものとする。

県水道局がモニタリングを行うために提出する書類は以下のとおり。

- (a) 業務日報（毎日提出・日常モニタリング用）
- (b) 上澄水の測定結果（毎週提出・上澄水返水中の塩素消費物質及びピコプランクトンについて毎週測定した結果）
- (c) 業務月報（毎月提出・定期モニタリング用）
- (d) 四半期報（四半期ごと提出・定期モニタリング用）
- (e) 業務年報（毎年度提出・定期モニタリング用）
- (f) 財務諸表（毎年度提出・財務モニタリング用）
- (g) 金融機関等に提出する事業計画等の写し（毎年度提出・財務モニタリング用）

## b 業務実施状況の確認

県水道局は、事業者が作成した業務報告書等に基づき、日常モニタリング、定期モニタリングを行い、事業者が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、県水道局は、必要に応じ自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

## (2) モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用は原則として事業者の負担とする。

## 2 サービス購入料の減額等

県水道局は、モニタリングにより、事業契約書に基づいて定められた業務要求水準が維持されていないと判断した場合は、改善勧告等及びサービス購入料の減額若しくは支払停止を行うことができる。

## (1) 改善勧告等

実施状況をモニタリングにより業務要求水準書の要求水準を満たしているかを確

認し、必要に応じ改善勧告→業務担当者の変更要求→契約解除という手順でペナルティを課す。

(2) サービス購入料の減額又は支払い停止

一部のモニタリング確認項目については、本件事業における重要性を踏まえ、要求水準に満たなかった場合にサービス購入料の減額又は支払い停止の対象とする。

ただし、以下の場合を除く。

- ・ 予め県水道局と協議の上で行う機器等の修繕、更新及び清掃その他の作業によるもの
- ・ 明らかに県水道局の責によるもの
- ・ 自然災害等の不可抗力によるもの

業務要求水準に満たない場合の措置

措置の内容		手続きの概要
サービス購入料の減額又は支払停止		業務水準低下の内容に応じて毎月のペナルティポイントを計上し、それに支払期（四半期）ごとに集計した当期ペナルティポイントに応じてその期の支払を減額若しくは停止する。
改善勧告	1回目	業務水準低下の内容に応じて当該業務の改善について期限を定め事業者に勧告する。
	2回目	1回目の勧告によっても期限内に改善が認められない場合に再度勧告を行う。
業務担当者の変更要求	協力企業の変更要請	2回の勧告を経て改善が認められない場合で、事業者が当該業務を協力企業に委託しているときには、県水道局は当該業務の業務担当者の変更要請を行う。
	第三者への業務委託	2回の勧告を経て改善が認められない場合で、当該業務を事業者自らが行っているときには、当該業務を県水道局が指定する第三者に委託する。
契約解除等	契約解除	上記の手続きを経ても業務の改善が認められない場合で、県水道局が契約継続を希望しないときには、特定事業契約を解除する。
	契約上の地位の譲渡 株式の譲渡	上記の手続きを経ても業務の改善が認められない場合で、県水道局が契約継続を決定したときには、事業者の契約上の地位又はその株式を、直接協定に基づき県水道局と金融機関との協議に基づいて、第三者へ譲渡させる。